

第93期 定時株主総会 招集ご通知

【ご来場自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染について、懸念される状況が続いております。感染拡大防止の観点から、議決権を書面またはインターネットにより行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますことをご検討ください。なお、株主総会当日の主なご説明内容につきましては、後日、当社ウェブサイトに掲載いたします。また、今後の状況変化により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合も、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時



場所

兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社
関西本社会議室（3階）

決議事項

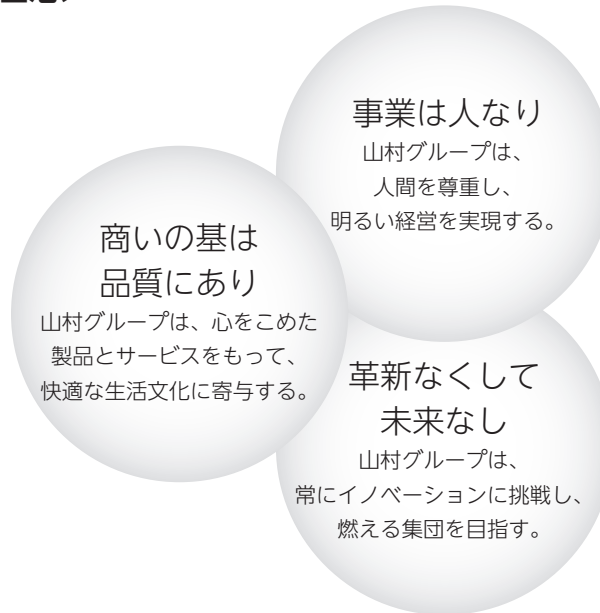
- 第1号議案** 資本準備金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

目次

第93期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	18
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告書	40

株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止しております。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

基本理念



山村グループのありたい姿

人や社会とともに、環境に配慮しながら、安心・安全を提供し、
未来に誇りを持って引き継いでいける、成長し続ける企業グループ

中期経営計画（2020年4月～2023年3月）

「Change and Challenge with You」

経営方針

- ① 環境変化に適応した運営体制の構築
- ② 投資効率の追求と収益体質の確立
- ③ 事業の拡大と成長戦略の推進
- ④ 社会のニーズに応える製品・サービスの展開
- ⑤ 従業員の能力が最大限発揮される職場環境の構築と次世代の育成

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社

代表取締役 山村 幸治
社長執行役員

第93期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法に従って、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.evotetr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2022年6月27日（月曜日）午後5時45分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社 関西本社会議室（3階）

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

- 1.第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は環境に配慮して軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamamura.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」
 2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要」
 3. 連結計算書類の「連結注記表」
 4. 計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamamura.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご選択いただき、株主総会会場へのご出席はお控えくださいますようお願い申し上げます。株主総会当日の主なご説明内容につきましては、後日、当社ウェブサイト（<http://www.yamamura.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

会場は感染リスク低減のため、座席の間隔を空けることから、ご用意できる席数が例年より少なくなっております。当日、ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性がございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamamura.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。郵便事情等により、議決権行使書用紙が期限内に到達しない可能性もありますので、余裕をもってご返送ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
××××年××月××日

選挙区番号のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

〇〇〇〇〇〇

←デザイン用QRコード
見本
XXXXXXXX-XXXX-XXX
XXXXXXXX
XXXXXX
〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

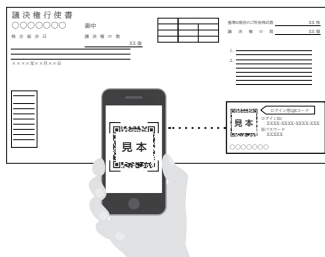
（ご注意） 当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインできます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

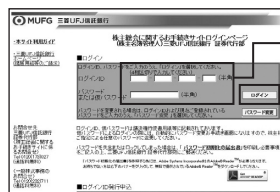
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

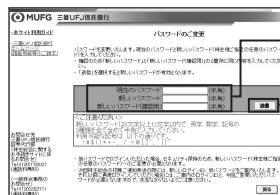
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保するとともに、繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体制の健全化を図ることを目的として、資本準備金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

1. 資本準備金および利益準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部および利益準備金の全額を減少させ、それぞれその他資本剰余金および繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(1) 減少する準備金の額

資本準備金	17,300,543,644円のうち71,473,971円
利益準備金	1,551,000,000円のうち1,551,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	71,473,971円
繰越利益剰余金	1,551,000,000円

2. 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の一部および利益準備金の全額の減少並びにその他資本剰余金および繰越利益剰余金の増加の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金および別途積立金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を補填したいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	71,473,971円
別途積立金	11,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	11,071,473,971円
---------	-----------------

1. および2. により繰越利益剰余金に振り替える金額の合計は、12,622,473,971円となります。

3. 資本準備金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生じる日
2022年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 各種容器製品の製造並びに販売</p> <p>(2) 窯業製品の製造並びに販売 (新 設)</p> <p><u>(3) 機器及びプラント類の設計、製作、販売並びに設置工事</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(4) 前各号に関連する技術その他の情報の販売</u></p> <p><u>(5) 事業の運営上必要な他の事業に対する投資</u></p> <p><u>(6) 前各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 各種容器製品の製造並びに販売</p> <p>(2) 窯業製品の製造並びに販売</p> <p><u>(3) 電気機械器具用部品の製造、加工並びに販売</u></p> <p><u>(4) 機器及びプラント類の設計、製作、販売並びに設置工事</u></p> <p><u>(5) 農産物の生産、加工並びに販売</u></p> <p><u>(6) 食品の生産、加工並びに販売</u></p> <p><u>(7) 倉庫業</u></p> <p><u>(8) 貨物自動車運送事業、自動車運送取扱事業</u></p> <p><u>(9) 工場及び倉庫内の荷役作業及び取り扱い貨物の管理業務</u></p> <p><u>(10) 中古機器及び設備の買取り並びに販売</u></p> <p><u>(11) 前各号に関連する技術その他の情報の販売</u></p> <p><u>(12) 事業の運営上必要な他の事業に対する投資</u></p> <p><u>(13) 前各号に附帯する一切の業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="254 148 743 223">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="232 234 749 571">第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="435 627 541 662">(新 設)</p>	<p data-bbox="964 234 1073 269">(削 除)</p> <p data-bbox="783 586 1010 621">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="765 632 1282 748">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p data-bbox="765 763 1282 1010">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p style="text-align: center;">(記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p style="text-align: center;"><u>定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、2名増員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関して、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、異論はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	やまむら こうじ 山村 幸治	代表取締役 社長執行役員	再任
2	こばやし ふみよし 小林 史吉	取締役 常務執行役員 コーポレート本部、研究開発センター、ニューグラスカンパニー管掌	再任
3	みょうじん ゆたか 明神 裕	取締役 常務執行役員 ガラスびんカンパニー社長	再任
4	やまむら のぼる 山村 昇	執行役員 プラスチックカンパニー社長	新任
5	たぐち ともゆき 田口 智之	執行役員 ニューグラスカンパニー社長	新任

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者

候補者番号

1

やまむら こうじ
山村 幸治

(1962年9月25日生)

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

所有する当社の株式数 305,000株	1991年 6月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社 管理本部 管理部長	2003年 6月	同社代表取締役社長 最高執行責任者
取締役在任年数 28年	1994年 6月	同社取締役 管理本部副本部長	2005年 6月	同社代表取締役社長 最高経営責任者兼最高執行責任者
取締役会出席状況 13/13回	1997年 7月	同社取締役 管理本部長	2012年12月	加藤産業株式会社社外監査役 （現任）
	1998年 5月	同社常務取締役 管理本部長	2017年 6月	日本山村硝子株式会社代表取締役 社長執行役員（現任）
	2000年 2月	同社常務取締役 プラスチック事業 本部長		
	2002年 4月	同社専務取締役		

取締役候補者とした理由

経営者として豊富な経験と実績を有し、当社の代表取締役および社長執行役員としてリーダーシップを発揮しております。また、財務・経理部門の要職歴により、当該分野にも精通するなど当社のトップとして相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。

候補者番号

2

こばやし ふみよし
小林 史吉

(1960年8月5日生)

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

所有する当社の株式数 18,152株	1984年 4月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2017年 6月	同社取締役 常務執行役員 環境室、コーポレート本部、研究開発センター、ニューガラスカンパニー管掌、プラスチックカンパニー社長
取締役在任年数 5年	2010年 4月	同社ガラスびんカンパニー営業本部西部営業部副部長	2018年 1月	同社取締役 常務執行役員 環境室、コーポレート本部、研究開発センター、ニューガラスカンパニー管掌
取締役会出席状況 13/13回	2011年 5月	株式会社山村製壺所代表取締役社長	2020年10月	同社取締役 常務執行役員 コーポレート本部、研究開発センター、ニューガラスカンパニー管掌（現任）
	2014年 1月	日本山村硝子株式会社プラスチックカンパニー社長		
	2014年 4月	同社執行役員 プラスチックカンパニー社長		

取締役候補者とした理由

ガラスびん営業部門やプラスチック事業のトップ、製びん子会社の代表取締役社長を歴任する中、パッケージ事業全般における豊富で幅広い経験と実績を有していることに加え、本社部門、グループ会社を統括していることから、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。

候補者番号

3

みょうじん

明神

ゆたか

裕

(1961年11月15日生)

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

所有する当社の株式数 17,160株	1984年 4月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2017年 6月	同社取締役 執行役員 ガラスびんカンパニー社長
取締役在任年数 5年	2008年 4月	同社ガラスびんカンパニー生産本部播磨工場長	2019年 1月	同社取締役 執行役員 サンミゲル山村パッケージング社駐在（同社取締役副社長）
取締役会出席状況 13/13回	2011年 1月	同社ガラスびんカンパニー生産本部大阪工場長	2020年10月	同社取締役 執行役員 サンミゲル山村パッケージング社駐在（同社取締役副社長）兼 ガラスびんカンパニー社長
	2012年 4月	同社ガラスびんカンパニー生産本部東京工場長	2020年12月	同社取締役 執行役員 ガラスびんカンパニー社長
	2013年 1月	同社ガラスびんカンパニー生産本部長	2022年 4月	同社取締役 常務執行役員 ガラスびんカンパニー社長（現任）
	2014年 4月	同社執行役員 ガラスびんカンパニー生産本部長		
	2014年12月	同社執行役員 ガラスびんカンパニー社長		

取締役候補者とした理由

主力であるガラスびん事業の技術・生産部門の要職を経てトップを歴任する中、同事業における豊富な経験と実績を有していることに加え、海外関係会社の現地経営を務めるなど、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。

候補者番号

4

やまむら

山村

のぼる

昇

(1966年 8月28日生)

新任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

所有する当社の株式数 125,089株	1992年 4月	山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社	2014年 4月	同社ガラスびんカンパニー営業本部西部営業部長
取締役在任年数 一年	2002年 5月	株式会社山村製壺所代表取締役社長	2014年12月	同社ガラスびんカンパニー営業本部副本部長
取締役会出席状況 一/一回	2012年 4月	日本山村硝子株式会社プラスチックカンパニー事業開発部長	2018年 1月	同社プラスチックカンパニー社長
	2013年 4月	同社プラスチックカンパニー事業戦略部長	2018年 4月	同社執行役員 プラスチックカンパニー社長（現任）

取締役候補者とした理由

プラスチック事業の要職を経て同事業のトップを務めており、また、ガラスびん営業部門や製びん子会社の代表取締役社長を歴任するなど、パッケージ事業全般における豊富で幅広い経験と実績を有しており、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

5

たぐち ともゆき
田口 智之

(1963年4月20日生)

新任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

所有する当社の株式数 5,600株	1986年4月	山村硝子株式会社（現日本山硝子株式会社）入社	2018年4月	同社執行役員 ニューガラスカンパニー社長（現任）
取締役在任年数 一年	2008年4月	同社ニューガラスカンパニー社長兼開発部長	2020年5月	山村フォトニクス株式会社代表取締役社長（現任）
取締役会出席状況 一/一回	2010年4月	同社ニューガラスカンパニー社長		

取締役候補者とした理由

ニューガラス事業において開発部門の要職を経てトップを務める中、山村フォトニクス株式会社の代表取締役社長を兼務するなど、同事業における豊富な経験と実績を有しており、当社取締役に相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員会は、各業務執行取締役候補者と面談を行い、その資質や業務状況の観点から検討いたしました。その結果、本議案に異論はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】取締役会のスキルマトリックス

第3号議案が承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

取締役		企業経営	製造・技術 ・研究開発	営業・マーケ ティング	財務・会計	法務・ コンプライア ンス	国際 ビジネス
山村幸治		○			○		○
小林史吉		○		○			
明神 裕			○				○
山村 昇		○		○			
田口智之		○	○				
水田好彦 (監査等委員)					○	○	
井上善雄 (監査等委員)	社外	○					○
高坂佳郁子 (監査等委員)	社外					○	
泉 豊禄 (監査等委員)	社外	○					○

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付けております。

企業理念等に基づき、経営の透明性・公正性を確保したうえで、迅速・果断な意思決定を行うことで、持続的な成長および中長期的な企業価値向上を図るとともに、株主をはじめ顧客・取引先・従業員等の各ステークホルダーの信頼に応える経営を行っていくことを、基本的な考え方としております。

引き続き、取締役会の監督機能の更なる向上、審議の一層の充実および経営の意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高めてまいります。

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により人々の活動が制限され、厳しい状況で推移しました。感染者減少に伴い徐々に景気の持ち直しの動きが見られたものの、国内外における感染症の動向や海外情勢による下振れ懸念等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような中、山村グループでは3ヵ年の中期経営計画の2年目を迎えました。「人や社会とともに、環境に配慮しながら、安心・安全を提供し、未来に誇りを持って引き継いでいける、成長し続ける企業グループ」という長期ビジョンとしての“ありたい姿”に向けて、中期経営計画では「Change and Challenge with You」というスローガンの下、「環境変化に適応した運営体制の構築」「投資効率の追求と収益体質の確立」「事業の拡大と成長戦略の推進」「社会のニーズに応える製品・サービスの展開」「従業員の能力が最大限発揮される職場環境の構築と次世代の育成」という5つの経営方針を推進し、グループ一体となって業績向上に取り組んでおります。

こうした環境の下、セグメント売上高は、ニューガラス関連事業が減収となりましたが、ガラスびん関連事業、プラスチック容器関連事業、物流関連事業においていずれも増収となったため、当連結会計年度の連結売上高は64,291百万円（前期比12.5%増）と増収となりました。

利益につきましては、連結営業利益は444百万円（前期は△2,751百万円の損失）となりました。米国の関連会社において生産立ち上げが遅れたことにより損失が増加したため、持分法による投資損失は4,515百万円（前期は持分法による投資損失2,169百万円）となりました。これらの結果、連結経常利益は△4,652百万円の損失（前期は△5,478百万円の損失）となりました。特別損失に連結子会社の秦皇島方圓包装玻璃有限公司（Yamamura Glass Qinhuangdao 以下「YGQ」という。）の全持分譲渡に伴う事業整理損失引当金繰入額等を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は、△9,651百万円の損失（前期は△5,313百万円の損失）となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

事業セグメント別の業績は以下のとおりです。

① ガラスびん関連事業

ガラスびん関連事業では、国内ガラスびん業界の出荷量は、コロナ禍前の水準までは戻っていないものの前期よりは回復し、前期比103.6%となりました。このような中、当社の出荷量も増加し、セグメント売上高は41,089百万円（前期比10.9%増）と増収となりました。セグメント利益は、当社において生産量の増加や生産設備の集約による製造固定費の減少等により改善しましたが、Y G Qにおける国際海上輸送のコンテナ不足の影響による出荷量・生産量の減少等により、△687百万円の損失（前期は△3,655百万円の損失）となりました。

なお、当連結会計年度より重要性が増加したため子会社山村インターナショナル・タイランドを連結の範囲に含めております。

また、中長期的な影響を考慮し、経営資源最適化の観点から、2022年3月14日の取締役会において連結子会社のY G Qの全持分を譲渡することを決定し、2022年4月20日付で当該持分譲渡を実行いたしました。

② プラスチック容器関連事業

プラスチック容器関連事業では、前期においては新型コロナウイルス感染症の影響等により飲料用キャップの販売が減少しましたが当期は回復傾向となり、また海外子会社の販売も好調で、セグメント売上高は6,516百万円（前期比13.0%増）と増収となりました。セグメント利益は、資材コストの削減や出荷量および生産量の増加等により、443百万円（前期比173.9%増）と増益となりました。

③ 物流関連事業

物流関連事業では、事業拡大のため、2021年9月に連結子会社山村ロジスティクス株式会社が中山運送株式会社およびマルイシ運輸株式会社の株式を取得し、連結子会社としました。セグメント売上高は、新規連結子会社による増加に加え、既存事業における新規業務受託および取扱い物量の増加等により、12,873百万円（前期比22.8%増）と増収となりました。セグメント利益は、作業・配送効率の改善等により、不採算営業所の損益改善が進んだ結果、497百万円（前期比12.3%増）と増益となりました。

④ ニューガラス関連事業

ニューガラス関連事業では、当社における電子部品用ガラスや自動車部品用ガラスの出

荷および国内子会社におけるレーザー用部品やセンサー用部品の出荷が堅調に推移したものの海外子会社の高速通信用ガラス部品の出荷が減少し、セグメント売上高は3,812百万円（前期比0.5%減）と減収となりました。セグメント利益は、当社および国内子会社の出荷の増加等により29百万円（前期は△104百万円の損失）と増益となりました。

（2）対処すべき課題

当社グループは基本理念として「事業は人なり」「商いの基は品質にあり」「革新なくして未来なし」を掲げております。この理念を組織全体に浸透させ社会的責任を果たし持続的な成長を実現することにより、株主・取引先・社員・地域社会の信頼と期待にお応えできると確信しております。

上記の理念を経営の根幹に持ちつつ事業環境の変化に対応するために革新を進めてまいります。

目標とする経営指標としては、ROE（自己資本利益率）の向上によって企業価値の増大を目指してまいります。第94期（2023年3月期）にROE 3%以上、長期的には5%以上という目標を掲げ、その達成に向けて収益力の向上と資産効率の改善に積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、長期ビジョンとしての“ありたい姿”を「人や社会とともに、環境に配慮しながら、安心・安全を提供し、未来に誇りを持って引き継いでいける、成長し続ける企業グループ」と定義いたしました。近年、外部環境の変化が加速している中でこのありたい姿を実現するためには、当社が掲げる3つの基本理念に立ち返って事業に取り組んでいくことが大切であると考え、これからも革新を求め、様々な課題に挑戦していくことが肝要であるとの思いをこめて、「Change and Challenge with You」をスローガンとする3ヵ年の中期経営計画を策定しております。中期経営計画では以下の5つの経営方針を推進してまいります。

(i) 環境変化に適応した運営体制の構築

事業環境が大きく変わる中、改革意識と改善活動をさらに各職場へ展開して浸透させ、環境変化に伴う課題解決に柔軟に適応できる運営体制づくりを行ってまいります。生産・供給体制の最適化、事業セグメント内の相乗効果を発揮できる体制を早期に整えることで、迅速に環境変化に対応してまいります。

(ii) 投資効率の追求と収益体質の確立

ROEの向上のため、収益力の強化、改善活動による生産コストの削減、グループ資産運用効率の向上等に取り組んでまいります。

(iii) 事業の拡大と成長戦略の推進

企業として活力を維持し、既存事業の販売拡大に努め、継続的に新製品の開発を行い、成長性のある新市場と新規事業への参入、またはM&Aによりさらなる事業範囲の拡大・成長に繋がる活動を継続してまいります。

(iv) 社会のニーズに応える製品・サービスの展開

国内外の社会ニーズとその変化をとらえ、持続可能な開発目標（SDGs）を考慮した高品質な製品とサービスを開発・提供することで、社会に貢献してまいります。

(v) 従業員の能力が最大限発揮される職場環境の構築と次世代の育成

これからの世代交代を迎える中、当社グループの成長と運営を持続させるため、新しい世代の教育にさらに取り組み、これまで蓄積されてきた技術と知識を次世代に引き継いでまいります。また、定年退職者が引き続き社会貢献できる機会を増やすため雇用延長に対応した職場づくりにも積極的に取り組んでまいります。さらに、ダイバーシティを推進しながら、個々の人材の能力を高める機会を増やし、その能力を発揮しやすい環境を整備してまいります。

上記の経営方針に基づき、次のとおり課題達成に向けて努力してまいります。

① ガラスびん関連事業

国内ガラスびん市場は、少子高齢化による人口減少、天候不順・自然災害等の外的な要因、また他素材容器への転換が進んでいる中、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、需要の回復は厳しい状況にあります。さらには原燃料高騰が続いており今後の動向も見通しが難しく、値動きが激しい展開も予想されます。ガラスびん関連事業は品質確保や安定供給のために実施する溶解窯の更新が必要であり、更新後は減価償却費の増加が見込まれます。このような状況において、山村グループの主力事業としてグループ内の連携を強化しながら収益体質の確立に取り組んでまいります。そのため、販売価格の改定やSDGsに関連した提案活動、未開拓市場への拡大に取り組むと同時に、変動する需給バランスに対応した最適な製造販売体制を構築してまいります。またロボット等の省人化技術の導入や業務の外注化により人材不足やコスト削減に取り組んでまいります。開発分野に関しましては、市場と環境面のニーズに応えるため、高付加価値品の開発や脱炭素社会に向けた技術調査に取り組んでまいります。

② プラスチック容器関連事業

国内のプラスチックキャップ事業では、今後より一層市場と顧客の動向を注視し、スピーディで効率のよい生産体制を構築してまいります。またプラスチック環境問題に対応するべく環境に配慮したキャップ開発および飲食品以外の新規事業の開拓に取り組んでまいります。原料および各種資材の供給不足や価格高騰による製造コストの上昇が予想されますが、様々な取り組みにより安定調達やコスト削減を図り、販売価格の改定も含めて収益力の強化に取り組んでまいります。海外においては、子会社と連携しながら増産体制を構築し、日本への輸入やアジア全域への販売強化を目指してまいります。

③ 物流関連事業

物流関連事業では、幅広い事業範囲で蓄積したノウハウと機能を活かしながら、事業や営業エリアの拡大に取り組んでまいります。2021年9月に中山運送株式会社およびマルイシ運輸株式会社の株式を取得して連結子会社とし、事業規模を拡大しました。今後さらに相乗効果による新規業務の受託を図ってまいります。また、コア人材の積極的な採用と人事制度改革や社員教育等を行い、将来を担う人材の確保に努めてまいります。さらに、不採算営業所の収益改善や作業・配送の効率化等の取り組みによりコスト低減に努め、利益体質の確立を進めてまいります。

④ ニューガラス関連事業

ニューガラス関連事業では、世界情勢や市場の変動の激しい中、当社の主力分野であるエレクトロニクス関連およびエネルギー関連での新製品開発や生産技術開発、生産の効率化に取り組み、グローバルに事業の拡大を目指してまいります。また、高速通信や環境関連製品等、社会のニーズに応えた差異化製品の開発に取り組んでまいります。国内子会社においては、高速通信・半導体・センサー・映像および殺菌用製品の販売拡大や新製品開発による事業拡大に取り組んでまいります。また、生産ラインの再構築により生産効率化に努めてまいります。

・海外事業におきましては、選別と強化を検討してまいります。米国のガラスびん製造関連会社は、当社のモニタリングを強化し適時に支援を行うことで、安定生産を目指します。また、海外ネットワークの活用により新市場開拓、製品の拡販を推進し、資材調達等の相乗効果をさらに発揮するために国内外の連携を強化してまいります。

・研究開発センターが運営する植物工場におきましては、オリジナルブランドの『きらきらベジ』の機能性野菜等を量販店やインターネットでの販売に注力し順調に拡大しております。研究開発におきましては、機能性野菜等の品種増に向けた取り組みや、栽培条件の改善や効率化などを継続し、より一層のオリジナル技術の確立とブランドの定着に向けた活動を強化してまいります。また、植物工場事業を行うための合併会社である山村J R貨物きらベジステーション株式会社を2021年9月に設立いたしました。現在、2023年4月の事業開始に向けて新工場の建設を進めております。

植物工場以外の新規技術開発として産官学連携等を活用した技術開発を進めております。新たな収益源となるよう製品化を目指し、新規事業を早期に立ち上げできるように取り組んでまいります。

山村グループは全社をあげて課題に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当社は、設備投資資金2,500百万円をシンジケートローンと長期借入金、また、運転資金400百万円を長期借入金により調達いたしました。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2,173百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当 社	東 京 工 場	ガラスびん生産設備更新
	播 磨 工 場	ガラスびん生産設備更新・新設等

(5) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 90 期 (2019年3月期)	第 91 期 (2020年3月期)	第 92 期 (2021年3月期)	第 93 期 (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	70,251	67,372	57,136	64,291
営 業 損 益 (百万円)	282	250	△2,751	444
経 常 損 益 (百万円)	878	143	△5,478	△4,652
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 益 (百万円)	166	△151	△5,313	△9,651
1 株 当 た り 当 期 純 損 益 (円)	15.83	△14.44	△520.24	△944.97
総 資 産 (百万円)	105,006	108,175	98,490	97,366
純 資 産 (百万円)	55,248	53,499	48,580	40,214

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	出 資 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
山村ロジスティクス株式会社	20	100.0	倉庫業・運送業
山 村 倉 庫 株 式 会 社	20	100.0	倉庫業・運送業
星 硝 株 式 会 社	18	93.3	ガラスびん、日用品の仕入・販売
山村フォトニクス株式会社	50	100.0	電気・電子機器用ガラス部品の製造・販売
山村プラスチックプロダクツ株式会社	20	100.0	プラスチックキャップ等の製造
株 式 会 社 山 村 製 壺 所	50	100.0	ガラスびんの製造・販売
中 山 運 送 株 式 会 社	20	100.0	倉庫業・運送業
マルイシ運輸株式会社	20	100.0	倉庫業・運送業
秦皇島方圓包装玻璃有限公司	9,915	100.0	ガラスびんの製造・販売
展誠(蘇州)塑料製品有限公司	836	100.0	プラスチックキャップの製造・販売
山村ウタマ・インドプラス	311	99.9	プラスチックキャップの製造・販売
山村インターナショナル・タイランド	40	74.0	ガラスびん等の仕入・販売
台灣山村光學股份有限公司	1,521	70.0	電気・電子機器用ガラス部品の製造・販売

(7) 主要な事業内容

事 業 内 容	主 要 製 品 等
ガ ラ ス び ん 関 連 事 業	ガラスびん、製びん機、搬送装置等
プ ラ ス チ ッ ク 容 器 関 連 事 業	プラスチック容器
物 流 関 連 事 業	輸送・保管、構内作業等
ニ ュ ー ガ ラ ス 関 連 事 業	エレクトロニクス用ガラス、ガラス部品

(8) 主要な営業所および工場

当 社	関 西 本 社	兵庫県尼崎市西向島町15番 1		
	東 京 本 社	東京都新宿区西新宿 6 丁目14番 1 号		
	営 業 所	東 部 営 業 部	(東京都新宿区)	
		西 部 営 業 部	(尼崎市)	
		西 日 本 営 業 所	(福岡市)	
	工 場	ガ ラ ス び ん	東京工場 (相模原市)	
			埼玉工場 (熊谷市)	
			播磨工場 (兵庫県加古郡)	
		プラスチック容器	関西プラント (兵庫県加古郡)	
			宇都宮プラント (宇都宮市)	
ニ ュ ー ガ ラ ス		鳴尾浜プラント (西宮市)		
	尼崎プラント (尼崎市)			
エンジニアリング	(尼崎市)			
子 会 社	山村ロジスティクス株式会社	本 社	(尼崎市)	
	山 村 倉 庫 株 式 会 社	本 社	(尼崎市)	
	星 硝 株 式 会 社	本 社	(東京都港区)	
	山村フォトニクス株式会社	本 社 ・ 工 場	(横浜市)	
	山村プラスチックプロダクツ株式会社	本 社	(尼崎市)	
	株式会社山村製壘所	本 社 ・ 工 場	(西宮市)	
	中山運送株式会社	本 社	(茨木市)	
	マルイシ運輸株式会社	本 社	(茨木市)	
	秦皇島方圓包装玻璃有限公司	本 社 ・ 工 場	(中華人民共和国)	
	展誠(蘇州)塑料製品有限公司	本 社 ・ 工 場	(中華人民共和国)	
	山村ウタマ・インドプラス	本 社 ・ 工 場	(インドネシア)	
	山村インターナショナル・タイランド	本 社	(タイ)	
	台灣山村光學股份有限公司	本 社 ・ 工 場	(台湾)	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比
ガラスびん関連事業	1,102名	57名減
プラスチック容器関連事業	258	増減なし
物流関連事業	777	222名増
ニューガラス関連事業	256	15名減
全社（共通）	77	1名増
合計	2,470	151名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
743名	42名減	44.3歳	21.9年

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	4,506
株式会社三菱UFJ銀行	8,762

(注) 上記のほか、シンジケートローン（借入先：株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、農林中央金庫、兵庫県信用農業協同組合連合会、株式会社東京スター銀行、株式会社みなと銀行、株式会社みずほ銀行）による借入金が13,558百万円あります。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,145,249株 (前期末比 増減なし)
 (3) 当事業年度末の株主数 8,099名 (前期末比 241名減)
 (4) 上位10名の株主

当事業年度末の株主名簿に基づく大株主（上位10名）は、次のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	937 ^{千株}	9.18 [%]
日本山村硝子取引先持株会	615	6.02
株式会社日本カストディ銀行	449	4.40
株式会社三井住友銀行	425	4.16
クレディスイスルクセンブルグエスエー カスタマーアセツツファンズユーシツツ	395	3.87
山村幸治	305	2.99
日本山村硝子従業員持株会	299	2.93
日本生命保険相互会社	284	2.78
三菱UFJ信託銀行株式会社	254	2.49
株式会社三菱UFJ銀行	241	2.36

- (注) 1. 当社は、2022年3月31日現在、自己株式932千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社、株式会社日本カストディ銀行の持株数には、信託業務に係る持株数が含まれております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	山 村 幸 治	社長執行役員 加藤産業株式会社 社外監査役
取 締 役	小 林 史 吉	常務執行役員 コーポレート本部、研究開発センターおよび ニューガラスカンパニー管掌
取 締 役	明 神 裕	執行役員 ガラスびんカンパニー社長
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	水 田 好 彦	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 善 雄	株式会社巴川製紙所 代表取締役社長 学校法人城北学園 理事長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 坂 佳 郁 子	弁護士法人色川法律事務所 パートナー弁護士 アジア太平洋トレードセンター株式会社 社外監査役 東洋炭素株式会社 社外取締役 株式会社ファルコホールディングス社外取締役 (監査等 委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	泉 豊 禄	ハクスイテック株式会社 代表取締役社長 アイアンドエフ・ビルディング株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 井上善雄氏、取締役 (監査等委員) 高坂佳郁子氏、取締役 (監査等委員) 泉豊禄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 2021年6月25日開催の第92期定時株主総会において、新たに水田好彦氏が取締役 (監査等委員) に選任され、就任いたしました。
3. 2021年6月25日開催の第92期定時株主総会終結の時をもって、取締役植田光夫氏、取締役 (監査等委員) 鳥居豊彦氏は退任いたしました。
4. 2022年4月1日付で取締役明神裕氏は、取締役 執行役員から取締役 常務執行役員に就任いたしました。
5. 取締役 (監査等委員) 井上善雄氏の兼職先である株式会社巴川製紙所および学校法人城北学園と当社との間に、特別な関係はありません。
6. 取締役 (監査等委員) 高坂佳郁子氏は当社の顧問契約先である弁護士法人色川法律事務所のパートナー弁護士ではありますが、同事務所と当社との間における取引高は僅少 (当該事務所の年間売上高に占める割合は1%未満) であり、独立性が確保されているものと判断しております。また、兼職先であるアジア太平洋トレードセンター株式会社、東洋炭素株式会社および株式会社ファルコホールディングスと当社との間に、特別な関係はありません。
7. 取締役 (監査等委員) 泉豊禄氏の兼職先であるハクスイテック株式会社およびアイアンドエフ・ビ

ルディング株式会社と当社との間に、特別な関係はありません。

8. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、水田好彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
9. 2022年3月31日現在、当社は、取締役（監査等委員）井上善雄氏、取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏、取締役（監査等委員）泉豊禄氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	59	59	—	—	4
（うち、社外取締役）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
取締役（監査等委員）	24	24	—	—	5
（うち、社外取締役）	(12)	(12)	(—)	(—)	(3)
合 計	84	84	—	—	9
（うち、社外取締役）	(12)	(12)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人分給与相当額（賞与を含む）を13百万円支給しております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月28日に開催された定時株主総会の決議により月額1,200万円以内（決議時の員数4名）としており、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同定時株主総会の決議により月額350万円以内（決議時の員数4名）としております。

(3) 取締役の報酬等の決定方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬については「取締役報酬規則」により算定方法を定めており、基本報酬としての基本報酬月額と株価連動型報酬、業績連動報酬としての取締役賞与とで構成しております。

基本報酬月額については、取締役の役位・管掌業務等に応じた基準により代表取締役社長執行役員 山村幸治が決定しております。株価連動型報酬については、基本報酬月額に役位別係数を乗じた額を金銭報酬として決定し、役員持株会を通して市場から自社株式を取得することとしております。

「取締役報酬規則」は取締役会の決議により定めております。代表取締役 社長執行役員への委任については、取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」にて定めております。なお、委任の理由は、当社全体の業績等を勘案

しつつ各取締役の担当部門について評価を行うにあたり、代表取締役 社長執行役員が適している旨判断したためであります。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

取締役賞与については、親会社株主に帰属する連結当期純利益を基本として、株式配当額と配当後の内部留保率を勘案して算定することとしております。これは株主の皆様への利益還元を最優先としたうえで健全な財政状態の維持を重視する方針によるものです。株主総会の決議を経て決定された賞与総額は各取締役の基本報酬月額に応じて配分することとしております。なお、当連結会計年度に支給した取締役賞与はありません。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬総額の限度内において、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

(4) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

取締役（監査等委員）井上善雄氏は、取締役会13回のうち12回、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。独立した立場から、企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社の事業の概要を十分に把握した上で、新規投資案件を含む経営戦略の検討に有益な指摘を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。デリバティブやファイナンス取引に関しては実務経験を踏まえた助言も行っております。また、グループガバナンス強化に資する助言や中立的な立場で当社取締役人事（指名・報酬）の決定について監督を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏は、取締役会13回および監査等委員会13回の全てに出席いたしました。独立した立場から、弁護士としての幅広い知見と豊富な経験に基づき、議案の審議において法務的な観点から留意点を助言し、当社の事業リスクへの対応についての的確な指摘を行うなど、業務執行に対して適切な監督を行っております。また、グループガバナンス強化に資する助言や中立的な立場で当社取締役人事（指名・報酬）の決定について監督を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

取締役（監査等委員）泉豊禄氏は、取締役会13回および監査等委員会13回の全てに出席いたしました。独立した立場から、企業経営者としての豊富な経験に基づき、海外拠点に係る管理や運営状況について実務経験を踏まえた助言を行っております。新規投資案件を含む経営戦略の検討に有益な指摘を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、グループガバナンス強化に資する助言や中立的な立場で当社取締役人事（指名・報酬）の決定について監督を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

（5）責任限定契約に関する事項

当社は、2015年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が各取締役（監査等委員）との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

（6）役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者であり、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	73百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち一部の在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号所定の事由に該当し、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合において、監査等委員による協議の結果、解任を相当と判断したときは、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会が、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認めたとき、または会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決議し、取締役会は、当該決議に基づき、当該案件を株主総会に提出いたします。

(備考) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,874	流動負債	29,542
現金及び預金	11,129	支払手形及び買掛金	7,136
受取手形、売掛金及び契約資産	17,950	短期借入金	11,318
商品及び製品	6,144	未払金	1,647
仕掛品	449	未払法人税等	350
原材料及び貯蔵品	2,502	未払消費税	659
前払費用	178	未払費用	920
その他	577	賞与引当金	639
貸倒引当金	△58	役員賞与引当金	44
固定資産	58,492	事業整理損失引当金	4,757
有形固定資産	31,738	製品保証引当金	76
建物及び構築物	7,168	その他	1,989
機械装置及び運搬具	12,486	固定負債	27,609
工具、器具及び備品	892	社債	1,000
土地	11,005	長期借入金	20,577
建設仮勘定	186	リース負債	784
無形固定資産	1,838	環境対策引当金	3
その他	1,838	退職給付に係る負債	2,989
投資その他の資産	24,914	繰延税金負債	313
投資有価証券	2,533	その他	1,941
関係会社株式	19,246	負債合計	57,151
関係会社出資金	20	(純資産の部)	
長期貸付金	1,272	株主資本	40,430
長期前払費用	80	資本金	14,074
退職給付に係る資産	960	資本剰余金	16,696
繰延税金資産	511	利益剰余金	11,224
その他	554	自己株式	△1,565
貸倒引当金	△265	その他の包括利益累計額	△521
資産合計	97,366	その他有価証券評価差額金	767
		繰延ヘッジ損益	71
		為替換算調整勘定	△1,305
		退職給付に係る調整累計額	△55
		非支配株主持分	305
		非支配株主持分	305
		純資産合計	40,214
		負債純資産合計	97,366

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	64,291
売上原価	53,223
売上総利益	11,068
販売費及び一般管理費	10,623
営業利益	444
営業外収益	958
受取利息	19
受取配当金	64
為替差益	238
その他	634
営業外費用	6,055
支払利息	314
持分法による投資損失	4,515
租税公課	96
その他	1,128
経常損失	4,652
特別利益	245
固定資産売却益	10
投資有価証券売却益	234
特別損失	4,879
固定資産廃棄損	31
投資有価証券売却損	6
事業整理損失引当金繰入額	4,757
支払補償金	7
製品保証引当金繰入額	76
税金等調整前当期純損失	9,285
法人税、住民税及び事業税	396
法人税等調整額	69
当期純損失	9,752
非支配株主に帰属する当期純損失	101
親会社株主に帰属する当期純損失	9,651

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 首残高	14,074	16,696	21,045	△1,564	50,252
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△204		△204
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△9,651		△9,651
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動			34		34
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△9,821	△0	△9,821
2022年3月31日 期末残高	14,074	16,696	11,224	△1,565	40,430

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日 首残高	1,253	92	△3,025	△351	△2,029	357	48,580
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△204
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△9,651
自己株式の取得							△0
連結範囲の変動							34
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△485	△21	1,720	295	1,508	△52	1,455
連結会計年度中の変動額合計	△485	△21	1,720	295	1,508	△52	△8,365
2022年3月31日 期末残高	767	71	△1,305	△55	△521	305	40,214

(備考) 当連結計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,900	流動負債	28,886
現金及び預金	5,341	買掛金	4,917
受取手形、売掛金及び契約資産	11,001	短期借入金	6,176
電子記録債権	3,038	1年内返済予定の長期借入金	6,831
商品及び製品	4,757	リース負債	126
仕掛品	313	未払法人税等	630
原材料及び貯蔵品	1,110	未払消費税等	173
前払費用	41	未払事業所税等	62
短期貸付金	974	未払消費税	349
未収入金	147	未払費用	284
その他の他	175	未払契約負債	323
貸倒引当金	△1	預り金	28
固定資産	56,624	賞与引当金	399
有形固定資産	23,595	設備関係未払引当金	677
建物	4,496	事業整理損失引当金	7,289
構築物	363	環境対策引当金	76
機械及び装置	7,871	その他引当金	3
車両運搬具	0	固定負債	24,235
工具、器具及び備品	503	社債借入金	1,000
土地	10,306	長期借入金	19,659
建設仮勘定	53	リース負債	135
無形固定資産	224	退職給付引当金	2,095
ソフトウェア	197	環境対策引当金	3
その他	26	その他引当金	1,341
投資その他の資産	32,804	負債合計	53,121
投資有価証券	2,380	(純資産の部)	
関係会社株式	26,521	株主資本	29,738
関係会社出資金	856	資本金	14,074
長期貸付金	484	資本剰余金	17,300
関係会社長期貸付金	2,396	資本準備金	17,300
長期前払費用	51	利益剰余金	△71
前払年金費用	660	利益準備金	1,551
繰延税金資産	496	その他利益剰余金	△1,622
その他の他	81	固定資産圧縮積立金	1,203
貸倒引当金	△1,125	別途積立金	11,000
資産合計	83,525	繰越利益剰余金	△13,825
		自己株式	△1,565
		評価・換算差額等	664
		その他の有価証券評価差額金	767
		繰延ヘッジ損益	△103
		純資産合計	30,403
		負債純資産合計	83,525

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	37,978
売上原価	29,239
売上総利益	8,738
販売費及び一般管理費	8,077
営業利益	661
営業外収益	1,222
受取利息	39
受取配当金	506
その他の	676
営業外費用	1,337
支払利息	312
その他	1,025
経常利益	545
特別利益	232
投資有価証券売却益	232
特別損失	14,916
固定資産廃棄損	17
事業整理損失引当金繰入額	7,289
関係会社株式評価損	5,939
関係会社債権放棄損	724
関係会社貸倒引当金繰入額	861
支払補償金	7
製品保証引当金繰入額	76
税引前当期純損失	14,138
法人税、住民税及び事業税	49
法人税等調整額	126
当期純損失	14,314

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2021年4月1日期首残高	14,074	17,300	1,551	1,342	11,000	554	△1,564	44,258	
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩				△138		138		－	
剰余金の配当						△204		△204	
当期純損失(△)						△14,314		△14,314	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△138	－	△14,380	△0	△14,519	
2022年3月31日期末残高	14,074	17,300	1,551	1,203	11,000	△13,825	△1,565	29,738	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損	繰延ヘッジ 益	評価・換算 差額等	
2021年4月1日期首残高	1,238		48	1,287	45,545
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					－
剰余金の配当					△204
当期純損失(△)					△14,314
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△470		△151	△622	△622
事業年度中の変動額合計	△470		△151	△622	△15,142
2022年3月31日期末残高	767		△103	664	30,403

(備考) 当計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中畑 孝英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古澤 達也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本山村硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中畑 孝英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古澤 達也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

日本山村硝子株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 水田好彦 ㊟

監査等委員 井上善雄 ㊟

監査等委員 高坂佳郁子 ㊟

監査等委員 泉豊禄 ㊟

(注) 監査等委員井上善雄、監査等委員高坂佳郁子及び監査等委員泉豊禄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

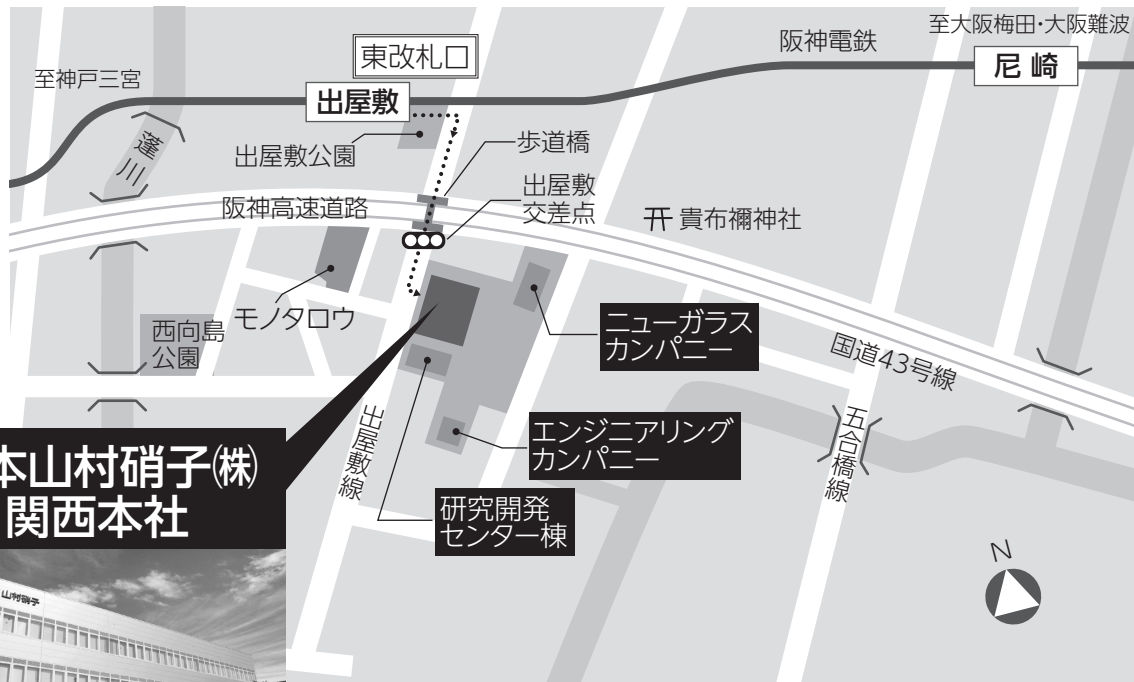
A series of horizontal dashed lines for writing.

会場ご案内図

兵庫県尼崎市西向島町15番1

場所 **日本山村硝子株式会社 関西本社会議室（3階）**

電話 06-4300-6000（代）



**日本山村硝子(株)
関西本社**



※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

■ 阪神電鉄 出屋敷駅下車 徒歩 6分

(東改札口を出て、出屋敷線を南にお進みください)

株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止しております。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。